

浦添市議会会議規則の一部を改正する規則

浦添市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、配偶者の出産補助、家族の介護又は看護、慶弔、災害その他やむを得ない理由」に、「届出」を「届け出」に改める。

第84条第2項を削る。

第90条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、配偶者の出産補助、家族の介護又は看護、慶弔、災害その他やむを得ない理由」に改める。

第130条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項中「起立」の次に「又は挙手」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加える。

第138条第1項中「及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「、氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）及び連絡先」に改める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。